

介護計画にコロナ対策

基本指針改正 災害への備えも明記

厚生労働省は二十七日、市区町村が地域の実情に応じた介護サービスを提供するため三年に一度策定する介護保険事業計画を巡り、

国の基本指針を改正し、初めて感染症や災害への対策を盛り込むことを決めた。新型コロナウイルス感染拡大や、七月の豪雨災害で高齢者施設の被害が相次いだことを受け、施設職員の研修やマスク、消毒液などの備蓄を求める。〔関連面〕この日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会で改正内容を説明。〔O〕

国的基本指針の改正ポイント

- ・ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保が重要。施設職員の研修を充実させる
- ・マスクやガウンといった防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要
- ・都道府県は市区町村を支援するため、介護事業所間の応援体制や人材確保に取り組む
- ・災害に備えるため、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄を確認。介護事業所に対し、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認を促す

磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が浸水し、十四人が死亡した。高齢者は新型コロナに感染すると重症化のリスクがある。二〇一七年の豪雨では熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が浸水し、十四人が死亡した。

介護保険事業計画
厚生労働省が定めた基本指針を踏まえ、市区町村が介護保険法に基づき3年に一度策定する事業計画。都道府県も支援計画を策定する。介護サービス量の推計が主な役割。計画に合わせ保険料が決まる。新型コロナウイルス感染拡大する。

や豪雨などの災害により、避難訓練や物資の確保といった有事への備えも、計画に求められることになった。サービス量や保険料を巡っては今後、団塊世代全員が75歳以上となる2025年を見据えた中長期的な姿の推計が必要になってくる。